

単位老人クラブ補助金について

1. 補助金交付対象事業

- ・ 教養向上活動・・・研修会、講演会など
 - ・ 健康増進活動・・・健康講座、スポーツ活動等
 - ・ 社会奉仕活動・・・ボランティア活動、地域の美化活動等
 - ・ 社会貢献活動・・・一人暮らし会員宅への訪問活動等（友愛訪問活動）
 - ・ 新規活動・・・社会貢献活動（友愛訪問活動）や健康増進活動を新規に、または2年以上の中止後に再び実施するもの
 - ・ 円滑運営・・・老人クラブの運営、新設または統合に関すること
- ※会員の慶弔、交際及び専ら飲食を目的とする事業は補助金対象外です。

2. 補助金申請額

- ・ 単位クラブ会員数に応じた基準額と社会貢献活動費（友愛訪問活動費）助成 6,300 円の計が申請額です。

クラブ会員数	基準額	年間基準額 ※基準額×12	社会貢献 活動費 (友愛訪問)	申請額
15 人未満	3,400 円/月	40,800 円	6,300 円	47,100 円
15 人以上 35 人未満	3,700 円/月	44,400 円		50,700 円
35 人以上 50 人未満	3,750 円/月	45,000 円		51,300 円
50 人以上 65 人未満	4,500 円/月	54,000 円		60,300 円
65 人以上	4,550 円/月	54,600 円		60,900 円

3. 申請時の注意点

(1) 補助金等交付申請書について

- ・ 補助金申請額は、単位クラブ活動費助成の年間基準額に、社会貢献活動費（友愛訪問活動費）助成の年額 6,300 円を加えた額となります。
- ・ 新規活動に該当する場合は、15,000 円が加算されます。
- ・ 円滑運営のうち、老人クラブの新設には 10,000 円、統合には 20,000 円が加算されます。

(3) 事業計画書

- ・ 活動費交付基準額は、年額ではなく月額となっているため、毎月何らかの活動が行われることが分かるよう作成してください。

(2) 収支予算書

- ・ 支出の「イ. 活動費」は上記表の「申請額」の金額を、「⑥社会貢献活動費（友愛訪問活動費）」は 6,300 円を超えるよう作成してください。

(4) その他

- ・ 鉛筆や消えるボールペンなどは使用せず、黒のボールペンや万年筆などで記入してください。なお、パソコンやワープロで打ち込んだものでも結構です。
- ・ 修正液および修正テープは使用しないでください。修正が必要な場合には、修正部分に二重線を引き、その上に訂正印を押印の上、修正してください。